

大学アドミッション専門職協会賞表彰規定

施行：令和3年8月28日

第1条（目的）

大学アドミッション専門職の職能を高めるような活動を促進することを目的として「大学アドミッション協会賞」を設ける。

第2条（協会賞の種類）

本賞は第1条の趣旨によって次の各部門で顕著な功績のあった協会所属の社員若干名に対し、毎年与えられる。

1. 協会賞（功労部門）
2. 協会賞（業績部門）

第3条（選考方法）

本賞の選考は次の方法による。

1. 理事長の任命する委員若干名をもって大学アドミッション専門職協会賞選考委員会（以下、選考委員会）を組織し、協会賞授賞に関する事項を審議決定し、理事長に報告する。
2. 委員の任期は2年とする。
3. 委員会および分科会は3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の3分の2以上の多数をもって議決する。

第4条（事業要綱）

本賞の選考および運用の細目については、委員会の議決により別に事業要綱を設けることができる。

第5条（規定の改正）

本規程の改正は、理事長が理事会の意見を聴取した上で、理事会の承認を受けて行い、総会に報告するものとする。

附記 令和3年8月28日施行